

## 「i・出会い応援事業」応募時の留意事項

**Q 1 助成対象外となる費用にはどのようなものがありますか？**

A. 「いわて子ども希望基金助成金交付規程の運用基準」に定められている参加者の飲食費、団体事務局のみの打合せの費用、講演会終了後に講師を囲んで行う懇親会等の費用、記録用のビデオ撮影委託費、助成事業の実施に関わらない施設の使用料や事務機器類のレンタル料のほか、参加者の宿泊費、集合場所への移動に係る交通費、ゲーム賞品代、農産物収穫・制作体験等のうち個人に帰属するものは助成対象となりません。

**Q 2 報償費、人件費は助成されますか？**

A. 講師、司会者、指導者、演奏者等、事業を実施するために必要と認められる場合や、要望事業を実施するためだけに雇用したアルバイト等の人件費は助成対象となります。ただし、事務局員が行う場合は対象となりません。

支給単価は岩手県において定められている「講師報償費支給基準」を参考としており、その金額を超えた場合は、見積書または金額の根拠となる資料を提出していただき、必要性が認められた場合に限り全額または一部を助成します。

《講師報償費支給基準》（1 時間当たりの額）

|       |         |         |         |
|-------|---------|---------|---------|
| 大学学長  | 8,900 円 | 大学教授    | 7,600 円 |
| 大学准教授 | 6,600 円 | 大学助教・助手 | 4,100 円 |
| その他   | 3,900 円 |         |         |

**Q 3 弁当代は助成されますか？**

A. イベント当日は、講師やアルバイト等のほか、事務局員についても、過去の実績等を踏まえ、最小限の範囲で社会通念上妥当な額を助成します。ただし、旅費（現地経費を含む）が支払われている場合は対象となりません。

**Q 4 印刷や広報宣伝に要する費用はどの程度助成されますか？**

A. 原則として、15 万円を限度として助成します。ただし、イベント回数や募集人数、地域性や必要性、継続事業の場合は前年度の効果等を勘案し、調整する必要があります。

**Q 5 委託費について**

A. 原則として、事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する（総事業費に対する外部委託費の割合が50%以上）事業は助成対象となりません。

**Q 6 継続して要望したいのですが、留意する点は何ですか？**

A. 全く同内容で事業を実施する場合等は助成対象となりませんので、前年度の事業がいかに効果的であったか、その実績を次年度以降にどのように反映していくか等といったことを踏まえ、事業内容を充実強化した企画・立案に留意する必要があります。（運用基準5 助成期間もご参照ください。）

また、要望時には原則として、「年次計画書」（様式第1号付表5）及び「事業実施状況報告書」（様式1号付表6）も併せて提出することとなります。